

特別養護老人ホーム 静霞園 利用料金表 《ユニット型個室》

当施設の利用に要する費用は、要介護度によって異なりますが、介護保険負担割合証に示す割合で算出されます。一割負担の方は以下ようになります。

☆当施設は介護保険法に定める地域区分(六級地)により、介護サービス費の単価が10.27円となります。

○ユニット型個室利用の費用

(平成29年4月1日より)

	利用者負担段階	①介護サービス費 (日額)	②居住費 (日額)	③食費 (日額)	日額	月額 (30日で算定)
要介護5	第4段階	894 (1割負担の額)	1,970	1,380	4,244	127,320
	第3段階		1,310	650	2,854	85,620
	第2段階		820	390	2,104	63,120
	第1段階		820	300	2,014	60,420
要介護4	第4段階	828 (1割負担の額)	1,970	1,380	4,178	125,340
	第3段階		1,310	650	2,788	83,640
	第2段階		820	390	2,038	61,140
	第1段階		820	300	1,948	58,440
要介護3	第4段階	762 (1割負担の額)	1,970	1,380	4,112	123,360
	第3段階		1,310	650	2,722	81,660
	第2段階		820	390	1,972	59,160
	第1段階		820	300	1,882	56,460
要介護2	第4段階	691 (1割負担の額)	1,970	1,380	4,041	121,230
	第3段階		1,310	650	2,651	79,530
	第2段階		820	390	1,901	57,030
	第1段階		820	300	1,811	54,330
要介護1	第4段階	625 (1割負担の額)	1,970	1,380	3,975	119,250
	第3段階		1,310	650	2,585	77,550
	第2段階		820	390	1,835	55,050
	第1段階		820	300	1,745	52,350

※第1段階から第3段階の負担軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

※食費は1食以上提供した場合に1日分の請求となります。

※生活保護受給者のユニット型個室の利用については市町村にご確認ください。

○体制加算（共通して加算される費用）

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度化対応による加算	46	1380
口腔衛生管理体制加算	歯科医師の指導の下、口腔ケアを実施		30
認知症専門ケア加算	認知症自立度Ⅲ以上の方	3	90
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師1名を配置	12	360
看護体制加算（Ⅱ）	看護職を基準より多く配置	23	690
夜勤職員配置加算	夜間帯に基準より多く職員を配置	46	1380
栄養マネジメント加算	栄養ケア計画に基づいた栄養管理	14	420
介護職員処遇改善加算	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、8.3%を乗じた単位数が加算されます。		

○個別加算（該当者のみに加算される費用）

加算項目	内容等	日額	1回の料金
初期加算	入所後30日間	30	—
外泊加算	外泊入院時、月に6日まで	246	—
療養食加算	療養食の提供	18	—
看取り介護加算1	死亡日からさかのぼり30日目から4日前まで	144	—
看取り介護加算2	死亡日の前々日と前日	680	—
看取り介護加算3	死亡した日	1280	—
退所前訪問相談援助加算	2回限り算定		460
退所時援助加算	1回限り算定		400
退所前連携加算	1回限り算定		500

* 利用者様及び職員の状況等により加算内容が変更になる場合があります。

○保険対象外費用（食費・居住費は除く）

項目	内容	料金
特別な食事	特別な食事の提供	実費
理美容代	理容サービスの提供	実費
貴重品管理	口座の出納管理	500円/月
レクリエーション・クラブ費	材料費、入場料等	実費
文書料	サービス提供記録の写しの提供	10円/枚
嗜好品購入代行	嗜好品をご家族に代わって購入	実費